

開催日:平成19年12月19日

会議名:平成19年 第5回定例会

■ 児童扶養手当の見直しに関する意見書

議長(藤田頼夫)

順次、提案理由の説明を求めます。

橋本紀子議員

議員提出議案第22号児童扶養手当の見直しに関する意見書について、ご賛同いただきました議員のご了解を得まして、私から案文を読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

児童扶養手当の見直しに関する意見書

母子家庭等は、次世代の子どもの健やかな成長を願い、子育てと生計の役割を1人で担っているため、生活全般にわたって多くの困難を抱えている。

児童扶養手当については、「児童扶養手当法」が1961(昭和36)年11月29日に制定され、翌年1月より施行となった。

また、1976(昭和51)年10月からは対象児童の年齢が義務教育終了までだったものを、3年間で段階的に18歳未満に引き上げ、その後、「18歳の誕生日の属する年度末」に延長され、現在に至っている。

しかし、2003(平成15)年4月に、自立が困難な母子家庭に配慮しつつも、児童扶養手当の支給から5年間(支給事由発生から7年間)を経過したときには、手当の額の2分の1を超えない範囲で減額する措置が施行された。

そして、その代替案として、母子家庭の母への就業・自立支援が「母子及び寡婦福祉法」に盛り込まれるとともに、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が制定され、就業の促進と自立支援に向けた事業が展開されているところである。

しかしながら、母子家庭の母の就業は、現下の厳しい社会情勢の中で極めて困難な状況にあり、求人があっても短時間労働にならざるを得ない。大阪府母子寡婦福祉連合会の調査によると、「収入なし」を含めて7割以上の母子世帯の就労による年収は150万円以下で、母子家庭になって5年経過で78%、10年を経過しても64%が150万円程度の生活を余儀なくされ、年数を経ても収入増につながっていない。

また、保育所については、母子家庭への優先入所を図っているものの、待機児童が解消されず入所が困難であるなど、母子家庭の子育て・生活支援体制が整っているとは到底言えない状況である。

したがって、国は、児童扶養手当を従前どおり支給するとともに、母子家庭等の自立に向けた就労支援策のより一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

高槻市議会

以上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。